

地籍調査の実施の告示

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づいて、
島根県知事が令和 5 年度地籍調査事業計画を定めたので、同法第 7 条の規定によ
り次のとおり告示する。

令和 5 年 11 月 8 日

松江市長 上 定 昭 仁



1 事業計画が定められた年月日

令和 5 年 10 月 23 日

2 調査を実施する者の名称

松江市

3 調査地域

邑生⑧、本庄②、新庄①、西忌部⑤、西忌部⑥、大野⑭、大海崎②

大海崎③、大井⑧、西持田①、西持田②、七類④

(別紙 令和 5 年度地籍調査区域表に示した小字地域又はその一部)

4 調査期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで